

「食の安全安心」及び「食育」推進計画（第3次）を踏まえた取組実績

I 食の安全安心の推進

1 食品の安全性の確保

生産段階における農薬や動物用医薬品の適正使用徹底のための取組から食品の製造、加工、流通・販売段階における監視指導や県版 HACCP 認定制度の推進等の取組に至る食品供給行程の各段階の食の安全安心の推進のため、次の事業を実施する。

(1) 安全安心な農産物の生産の推進

ア 農薬の適正使用の推進【農業改良課】

農薬取締法等関係法令遵守を徹底するため、生産者、販売者等を対象に研修を実施する。



農薬管理指導士認定特別研修

◎ 農薬安全使用技術講習会開催状況

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
3 地区(650 名)	1回(571 名)

- * 目標：関係法令遵守及び農薬の適正使用の徹底
- * 対応：関係機関への呼びかけによる参加者の充実、関係部局連携による内容の充実
- * 事例：新型コロナウイルス感染症拡大により会場開催を中止し、オンラインにて講習会を開催（参加者 55 名）した。会場受講申込者（516 名）には資料送付と確認テストによる書面講習会を実施し、農薬の安全かつ適正使用を推進した。

イ 農薬等検査システムの充実【農業改良課】

生産段階での農産物の安全確保と生産者の不安解消のため、「ひょうごの農産物検査システム」により、農産物生産工程のチェック及び残留農薬検査を実施する。

◎ 生産段階における残留農薬検査の年間違反件数

令和3年度(目標)	令和3年度(実績)
0 件	0 件

- * 目標：生産段階における適正な農薬使用の徹底
- * 対応：農業生産工程のチェック及び改善指導
- * 事例：538 点の農産物について自主検査を実施したが、残留農薬の基準値超過はなかった。

ウ 肥料の品質保全と適正流通【農産園芸課】

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料の登録・更新等により、肥料の品質を保全し、安全安心な肥料の生産流通を推進する。

◎ 肥料登録の更新件数

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
47 件	35 件

- * 目標：登録・更新等により適正であることを確認
- * 対応：申請書類および見本肥料等を調査、確認
- * 事例：肥料の品質の確保等に関する法律に基づき有効期間が定められており、更新指導を実施した。12 件については、製品アイテム数の集約等により、更新せず失効となった。

エ 野菜の衛生管理の推進【農産園芸課】

生野菜による食中毒などの防止のため、衛生上の注意すべき点について国がまとめた「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の普及啓発を図る。

オ 環境創造型農業の推進【農業改良課】

生産活動に由来する環境への負荷を低減するため、環境創造型農業を推進し、化学合成の肥料及び農薬の低減技術等（環境創造型農業技術）の普及拡大を図る。そのうえで、より安心を求める消費者の選択肢として、県が生産履歴や出荷履歴等を確認した農産物の安定供給を図る。



畝立成形同時施肥

◎ 環境創造型農業の生産面積

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
21,200ha	20,198ha

- * 目標：R7年度末に、県内水稲及び野菜栽培面積(46,000ha)の約50%程度(22,800ha)に環境創造型農業技術を導入
- * 対応：環境創造型農業技術導入のための実証ほの設置や研修会による技術啓発等による技術の普及と兵庫県認証食品の取得の推進
- * 事例：農業法人や営農組合組織等を中心として、主に水稲・野菜において技術導入とあわせた認証食品の取得を推進したが、新たに環境創造型農業に取り組む生産者がいる一方で、高齢化等の理由で主に水稲栽培で生産者が減り、面積が伸び悩んだ。

(2) 安全安心な畜産物の生産の推進

ア 動物用医薬品適正使用等対策の実施【畜産課、生活衛生課】

畜産物への抗菌性物質等の残留を防止するため、畜産農家に対し動物用医薬品の適正使用を指導するとともに、飼料中及び畜産物中の抗菌性物質の残留検査を実施する。

◎ 飼料中の抗菌性物質残留検査による年間違反件数

令和3年度(目標)	令和3年度(実績)
0件	0件

- * 目標：全ての畜産農家で使用基準が定められている飼料の適正な給与
- * 対応：家畜保健衛生所が畜産農家を巡回して飼料の適正給与を指導
飼料の抗菌性物質残留検査を実施
- * 事例：28検体について検査したところ、畜産物に残留するような不適正な使用は認められなかった。

イ 家畜伝染病予防対策の実施【畜産課】

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止のための検査を定期的実施する。

◎ 鳥インフルエンザモニタリング検査実施農場数

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
39 農場	32 農場

- * 目標：家畜伝染病の発生予防、早期摘発及びまん延防止
- * 対応：家畜の定期的な検査及び飼養衛生管理基準の遵守等の巡回指導を実施
- * 事例：モニタリング検査の結果は全て異常はなかった。しかし、R3年11月に県内養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。全養鶏場に対しては、飼養衛生管理基準の遵守及び早期通報体制の徹底等を指導した。



鳥インフルエンザモニタリング検査



鳥インフルエンザ発生に備えた防疫訓練

(3) 安全安心な水産物の生産の推進

水産物安全確保対策の実施【水産課】

養殖業者に対し水産用医薬品の適正使用を指導し、養殖衛生管理技術の普及を図っている。また、アサリ・カキ等の二枚貝の安全確保のため、生産時期に応じた定期的な海水中の有毒プランクトン調査や貝毒検査を実施し、結果に応じて「兵庫県貝毒対策事務取扱要領」に基づき適切に対応する。

◎ 養殖業者への水産用医薬品の適正使用に関する指導率

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
100%	100%

◎ 養殖場の巡回指導実施回数

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
15 回	12 回

- * 目標：養殖場における水産用医薬品の適正使用率 100%の維持
- * 対応：水産技術センター研究員による主要養殖地区への巡回指導の他、講習会の開催や残留医薬品検査を実施
- * 事例：水産用医薬品の不適正な使用事例はなかったが、R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、現地巡回業務に影響があり目標を達成できなかった。

◎ 貝毒検査実施回数

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
143 回	139 回

- * 目標：貝毒を原因とする食中毒発生件数 0 件
- * 対応：貝毒は例年発生することから、計画的な検査の実施及び結果の迅速な広報等
- * 事例：貝毒を原因とする食中毒の発生なし



貝毒原因プランクトンの一種 (大きさ 1 mmの 1/30)

(4) 食肉の安全性確保の推進

ア 食肉衛生検査の実施【生活衛生課】

病肉等の流通を防止するため、獣畜及び食鳥について、全数を検査し、その結果に応じて適切な措置を講じる。



◎ と畜検査及び食鳥検査の実施頭羽数（政令・中核市除く）

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
処理される獣畜・食鳥の全数	獣畜:56,409 頭 食鳥:17,968,530 羽

- * 目標：全数検査の確実な実施
- * 対応：法に基づき、食に適さない牛・豚・鶏等の一部又は全廃棄
- * 事例：H29年3月末に健康牛(48か月齢超)のBSE検査を廃止したが、生体検査を徹底してBSEを疑う牛については検査を実施し食肉の安全性を確保した。

イ **拡** 食肉センター及び大規模食鳥処理場への HACCP 導入

県所管の食肉センターと大規模食鳥処理場に HACCP 基準による衛生管理の導入を図る。

◎ 食肉センター及び大規模食鳥処理場における HACCP 基準による衛生管理の導入率（政令・中核市除く）

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
100%(11件)	100%(11件)

- * 目標：県下5施設（大動物4施設、小動物1施設）の食肉センターと6施設の大規模食鳥処理場に HACCP に基づく衛生管理を導入
- * 現状：R3年5月末までに全ての施設に導入済
- * 対応：R3年度からは HACCP に基づく衛生管理の効果を評価するため、と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証（衛生管理記録等の確認、細菌検査等）を実施した。



(5) 食品営業施設等への監視・指導の推進

兵庫県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施【生活衛生課】

食品関係営業施設における衛生管理状況を点検するため、計画的に監視指導を行う。

◎ 食品衛生監視指導計画に基づく年間目標監視回数及び達成率（政令・中核市除く）

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
24,838 施設 [達成率 100%]	22,752 施設 [達成率 91.6%]

- * 目標：年度末に集計する目標施設数に対する 100%の監視実施率
- * 対応：食中毒や違反食品が発生すると重大な事故に通じる施設を重点にランク(A～E)を付け監視を実施
- * 件数：R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、監視業務に影響があり目標達成できなかった。

(6) 食品検査の充実・強化

食品の規格試験等安全対策の実施【生活衛生課】

県内で製造、加工、流通する食品等の安全性を確認し、食品衛生法に基づく規格基準違反品の発見排除のため、食品検査を実施する。

◎ 年間目標食品検査実施検体数及び達成率（政令・中核市除く）

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
705 検体 [達成率 100%]	592 検体 [達成率 84%]

- * 目標：各年度計画の完全実施
- * 対応：県立健康科学研究所及び各健康福祉事務所（保健所）検査室において実施する検査について、各地域の実態、過去の違反事例等を鑑みて計画的に実施するとともに、緊急的な食品検査にも対応
- * 件数：衛生的な食品の取扱いに関する目安を定める衛生規範が令和3年6月1日付けで廃止されたため、各健康福祉事務所（保健所）で行う検査計画を年度途中で見直し、検査項目数を減らして検査を実施した。

(7) HACCP に沿った衛生管理の推進

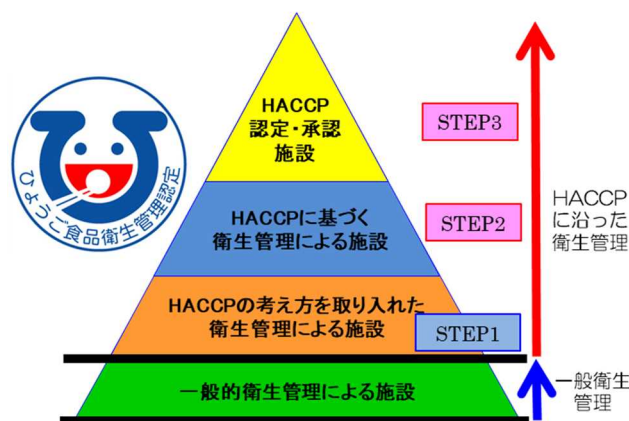
県版 HACCP 認定制度と国 HACCP 承認制度の推進【生活衛生課】

食品の製造等の工程を知事が認定する県版 HACCP 認定制度の一層の促進と食品衛生法に基づく国の総合衛生管理製造過程 (HACCP) 承認制度を推進する。

◎ 県版 HACCP 認定及び国 HACCP 承認件数

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
110 件	45 件(国:2、県:43)
	累計*126 件 (国:56、県:70)

- * 目標：R3年度末までに110件（県版 HACCP だけではなく国の HACCP 承認制度を併せて推進することにより、HACCP に沿った衛生管理を普及）
- * 課題：県版 HACCP 認定制度の認知度の低さと、事業者の認定取得意識の高揚
- * 事例：R3年度、県版 HACCP については3件新規認定し、5件廃止した。
国の承認制度はR2.5月末で廃止されている。
※認定・承認後の廃業施設等の件数を含む



衛生管理ステップアップのイメージ図

【令和3年度の主な取組】

1 拡 全ての食品等事業者への HACCP に沿った衛生管理の普及啓発 【生活衛生課】

食品衛生法改正に伴い、全ての食品等事業者に HACCP に沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、特に小規模事業者に対して HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の普及・導入支援を行う。

新 (1) HACCP 導入講習(小規模事業者向け)

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
144 回	44 回



新 (2) 動画配信を活用した法改正の周知啓発

- ① HACCP に沿った衛生管理の制度化
- ② 営業許可・営業届出 新制度

2 県版 HACCP 認定制度の推進関係事業 【生活衛生課】

食品製造企業に対する人材育成を支援するとともに、消費者等に対する認定施設の認知度を向上させる。

- ・ HACCP リーダー養成セミナー(食品衛生協会主催)

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
1 回 35 名	—

(8) 食品営業施設等における自主衛生管理の促進

ア 食品営業施設等における自主衛生管理の促進 【生活衛生課】

事業者による食の安全安心の自主的な取組を促進するため、食品衛生協会と連携し、協会指導員による営業施設等への巡回指導事業に対する技術的支援などを行う。

◎ 食品衛生責任者養成講習会の受講者数(平成9年度以降の累計)

(政令・中核市を除く)

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
1,876 名 (累計 56,000 名)	3,058 名 (累計 57,182 名)

- * 目標：許可施設に1人以上の食品衛生責任者の設置
- * 対応：(一社)兵庫県食品衛生協会に委託した講習会の実施
- * 事例等：R3年度は、12の食品衛生協会で実施し3,058名が受講した。

イ 卸売市場における品質管理の高度化の促進 【消費流通課】

鮮度保持のためには、産地から小売店までのコールドチェーンの確保が重要であることから、食品の流通拠点である卸売市場における品質管理に関するマニュアルの策定を促し、県内卸売市場の品質管理の高度化を促進する。

(9) 食中毒の未然防止対策の推進

食中毒の未然防止対策の推進 【生活衛生課、体育保健課】

食中毒による健康被害をできる限り少なくするための取組として、講習会の開催等により、食中毒の未然防止に努め、万が一、食中毒が発生した場合は、迅速な疫学調査による原因施設・原因食品等の究明を行い、被害の拡大を防止するとともに、食中毒情報の広報による注意喚起など再発防止に努める。

また、県下で発生した食中毒の統計や参考事例を毎年「食中毒事件録」として公表している。

◎ 学校給食を原因とする食中毒の年間事件数（政令・中核市除く）

令和3年度(目標)	令和3年度(実績)
0 件	0 件

◎ 学校給食衛生管理推進研修会開催状況

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
5 地区	5 地区

- * 目標：学校給食関係者の衛生管理の知識と学校における食育への理解の深化による学校給食の充実
- * 対応：「学校給食衛生管理基準」の周知・徹底による食中毒の防止
- * 事例：各地区での衛生管理をはじめとする学校給食の取組についての実践発表や健康福祉事務所職員等の衛生管理関係者による講義などを実施した。

◎ 大量調理施設を原因とする食中毒の年間事件数（学校給食を除く）

（政令・中核市除く）

令和3年度(目標)	令和3年度(実績)
0 件	0 件

- * 目標：全国的に患者数が 1,000 人を超えるような大規模な食中毒が発生していることから、大量調理施設を原因とする食中毒の発生を防止
- * 対応：食中毒事件発生時の公表による注意喚起、県ホームページの掲載、消費者への出前講座の開催、営業者への衛生講習会の開催、感染症担当課と連携した関係機関への通知

◎ 家庭における自然毒による食中毒の年間事件数（政令・中核市除く）

令和3年度(目標)	令和3年度(実績)
0 件	0 件

- * 目標：発生 0 件
- * 対応：家庭におけるフグや毒キノコによる食中毒が発生していることから、県ホームページ、食の安全安心フェア、発生の多い但馬地方においては、有線(町内放送)放送による注意喚起等を実施



フグ中毒防止ポスター



有毒植物パンフレット

(10) 食の安全に資する研究の推進

ア 農林水産物の安全性確保に資する試験研究の推進【総合農政課】

農林漁業者、農林水産関係団体、県民などの要望を踏まえ、農林水産物の安全性確保に資する技術開発や試験研究を進める。

◎ 農林水産物の安全性確保に資する開発技術数（平成 27 年度以降の累計）

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
38 件	38 件

- * 目標：第 5 期中期業務計画(R 3. 3 県農政環境部策定)に沿って技術開発と普及に取り組む
- * 対応：研究課題は、農林水産関係団体、行政機関等からの要望をもとに決定
- * 事例：R 3 年度は、播磨灘北西部沿岸域で生産性の高い漁場が形成されている要因を二枚貝類養殖を例として解明する研究等 17 課題に取り組んだ。

イ 残留農薬等検査法の調査研究の推進【生活衛生課】

食品中の農薬等の残留検査における効率的な検査法の開発など、県立健康科学研究所において、流通食品の安全性に関する調査研究を進める。

◎ 食品中の農薬等の一斉分析可能成分数

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
730 成分	730 成分

- * 目標：730成分(R 3 年度)
- * 対応：農薬等標準品が確保できたものから順次検討・研究を実施

2 食品を介した健康被害の拡大防止

食中毒発生の拡大防止対策、危機管理体制の推進による食を介した健康被害の拡大防止対策として、健康被害情報の早期探知を図り、迅速な初動対応に努めるほか、食中毒事件、食品衛生法違反事例の公表等も行う。

(1) 危機管理体制の構築による健康被害の拡大防止

健康危機ホットラインの設置【医務課】

食品の摂取による健康被害の発生や、そのおそれに関する情報を迅速に探知するため、県民から健康福祉事務所に寄せられる情報を 3 6 5 日・2 4 時間体制で受付する「健康危機ホットライン」により健康被害の拡大防止に努める。

◎ 健康危機ホットライン受付件数（食中毒関係）

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
—	6件

- * 目標：健康被害拡大防止のため迅速な対応を実施
- * 対応：R 3 年度は 6 件で即時対応
- * 事例：管轄健康福祉事務所へ依頼し、体調不良患者に対する調査を実施した。

(2) トレーサビリティの導入促進

ア 食品トレーサビリティの推進【生活衛生課】

食の安全安心に係る問題発生時に迅速に対応するため、県独自のガイドラインを活用し、県内の食品事業者にトレーサビリティの取組を広く普及・定着させる。

◎ 食品トレーサビリティ導入状況（政令・中核市除く）

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
100%	98.6%

* 目標：100%

* 対応：頻繁にある営業施設の廃業や新規申請に対応した監視指導等の実施

* 事例：食品衛生監視時に合わせた導入指導を継続的に実施した。

イ 農畜水産物の生産及び卸売段階への導入

【農産園芸課、畜産課、水産課、消費流通課】

農業、畜産業、漁業等の生産段階及び卸売段階において、農林水産省が作成した「食品トレーサビリティ実践マニュアル」を活用して、導入状況の把握に努めるとともに、最も基本的なステップ1のトレーサビリティの普及を推進する。

(3) 食の安全安心に関する情報発信の充実・強化【生活衛生課】

危機管理事案や食中毒の発生などの情報を報道発表やホームページを活用し県民へ迅速に発信するとともに、食の安全安心情報モニター制度の活用により県民ニーズを把握して、ホームページで発信する食の安全安心に関する情報を一元化してとりまとめ、よりわかりやすく提供する。

3 食への信頼確保

食品の適正表示に関する監視・指導、ひょうご食品認証制度の推進、トレーサビリティシステムの導入促進、相談窓口の設置、出前講座や食の安全安心フェア等による県民・事業者・行政相互の情報・意見交換などの取組を行う。

(1) ひょうご食品認証制度の推進

ひょうご食品認証制度の推進【消費流通課・農業改良課・

農産園芸課・畜産課・水産課・林務課】

安全・安心で個性・特長のある県産食品を県が現地調査や安全性検査、生産履歴記帳等により確認して認証する「ひょうご食品認証制度」を推進し、県民が安心して県産食品を購入できるよう認証食品の生産・流通・消費の拡大を図る。



認証食品販売コーナー

◎ 兵庫県認証食品の県内流通割合（生鮮）

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
41%	40.7%

【令和3年度の主な取組】

【**拡** ひょうご食品認証制度の推進【消費流通課】】

ひょうご食品認証制度や本県農林水産業・農山漁村への県民の理解の醸成、県産県消の推進を目的として設立した「ひょうごの美味し風土拡大協議会」による効果的な活動を展開する。

また、兵庫県マスコット「はばタン」を用いた新ロゴマークを活用し、認証食品の認知度のさらなる向上を図る。

- 1 認証食品販売店・登録飲食店の拡大
- 2 生産者と販売店・飲食店とのマッチング
- 3 登録販売店等のグルメストリートの実施
- 4 ホームページやフェイスブック、LINE等のSNSによる情報発信
- 5 保育園等での園児・保護者への認証食品のPR
- 6 まとめサイト「御食国ひょうご」による販路開拓、新ロゴマークを活かしたPR



(2) 食品の適正表示に関する監視・指導の徹底

食品表示に関する監視指導の推進実施

【消費流通課、生活衛生課、消費生活課、健康増進課】

県民にとって食品表示は、食品を選択する際の重要な情報源であることから、食品表示法及び景品表示法に基づく表示の適正化を図るため、食品表示110番など相談窓口に寄せられる県民からの不適正表示に関する情報について、関係課が連携し監視・指導を行う。

◎ 食品表示法に違反した事業者への指示又は命令の年間件数

令和3年度(目標)	令和3年度(実績)
0件	0件

* 目標：発生0件

* 対応：関係課と連携して表示の適正化指導

◎ 食品表示に関する相談受付件数

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
—	756件

* 目標：食品表示に関する相談に対し、関係課が連携し調査・指導を実施

* 対応：食品表示法の施行に伴い、国・近隣府県の動向をみながら対応

* 事例：食品表示に関する相談に対し、関係部署へ情報回付して指導を実施した。

＜件数の内訳＞

消費流通課：218件、生活衛生課：199件

消費生活課：44件、健康増進課：295件



食品表示の監視・指導

【令和3年度の主な取組】

表示の適正化対策の実施【消費生活課】

景品表示法に基づく監視・調査・指導等を適正に実施し、事業者等に対し法の趣旨・内容の周知徹底を図る。

1 不当表示の監視強化

適格消費者団体と連携して商品・サービス等の不当な表示や虚偽誇大な広告を調査し、措置命令等適切な事業者指導を行う。

2 景品表示法の啓発

新たな不適正表示事案の発生を防止するため、研修会等を通じて、事業者における法令順守の意識を向上させる。

(3) リスクコミュニケーションの普及推進

ア 暮らしの安全・安心相談体制の強化【消費生活課】

県立消費生活総合センターを核として、商品やサービスなどの消費生活全般に関する相談に対応し、県民（消費者）の不安や疑問の解消に努める。

◎ 食に関する相談受付件数

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
—	347 件

* 目標：食に関する県民の不安や疑問の解消

* 対応：相談事例に応じて健康福祉事務所、食品に関する専門機関等との連携（食に関する相談 347 件<うち健康食品 169 件>）

イ 食品の安全性に関する啓発、知識普及の推進【生活衛生課、消費生活課】

「出前講座」などによる食の安全安心に関する知識の普及のほか、ホームページなどの広報媒体の活用や食の安全安心に関する情報の迅速・正確な発信を行い、食品の安全性や食品表示制度について県民の正しい理解の普及を図る。

◎ 食の安全安心出前講座等の実施状況（政令・中核市除く）

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
—	135 回 参加:3,990 名

* 目標：県民の要望に応じたテーマにより食の安全安心に関する知識を普及

* 対応：県生活衛生課及び県下 12 健康福祉事務所で広く実施

* 事例：事業者及び消費者からの依頼内容によって、食中毒、食品添加物、放射性物質等を題材とした講習会や意見交換会を開催した。



出前講座

◎ 食の安全安心にかかる講演会等の開催

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
34回	25回

- * 目標：子育て世代を重点対象としたごはん食の有用性の普及啓発
- * 対応：地域の伝統食等のレシピの情報収集や啓発活動の実施
- * 事例：各地域で調理実習の実施や講演会を開催した。



レシピの例
(おはぎ)

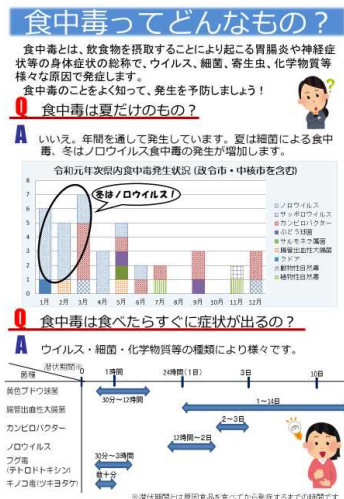
ウ 食の安全安心フェアの開催【生活衛生課】

県民、事業者、行政が相互に情報・意見交換を行う機会として食の安全安心フェアを開催する。

◎ 地域における食の安全安心フェア開催状況（政令・中核市除く）

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
県下 12 か所	県下 2 カ所

- * 目標：県下 12ヶ所で実施
- * 対応：フォーラム、パネル展示、啓発資材の配布等により対応
- * 事例：R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、多くを中止し、開催した2箇所についても、啓発資材の配布のみ等規模を縮小して開催した。



食の安全安心フェア（パネル）



食の安全安心フェアの様子

【令和3年度の主な取組】

1 子どもに対する食の安全安心普及啓発事業【生活衛生課】

子どもから大人までのライフステージにおいて、各世代の理解力や興味に対応した内容により食の安全安心に関する教育、普及啓発を行い、食の安全安心について総合的に推進する。

2 食の安全安心フェアの開催【生活衛生課】

県民、事業者、行政が相互に情報・意見交換を行う機会として、健康福祉事務所単位で食の安全安心フェアを開催する。

3 子供向け食の安全安心実践教室【生活衛生課、(一社)兵庫県食品衛生協会】

次代を担う子供に対し、食の安全安心について楽しく学び、将来にわたる衛生思想を定着させるため手洗い教室等の実践教室を実施する。

4 消費者団体による食の安全安心に関する啓発【兵庫県消費者団体連絡協議会】

放射性物質や食品表示に関する講演会や食品製造業への施設見学、パネル展などを通じて、食の安全安心に関する正しい知識の普及・啓発活動を推進する。

(4) 食の安全安心と食育審議会の開催【生活衛生課】

「食の安全安心と食育審議会」を定期的で開催し、推進計画の進捗状況を踏まえた計画の見直しについて審議するほか、食の安全安心と食育に関して意見を求めることにより、施策に反映する。

◎ 食の安全安心と食育審議会の開催回数

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
2回	2回

* 目標：食の安全安心と食育に関する意見から施策反映

* 事例：R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、Web開催

* 対応：第4次「食の安全安心推進計画」、「食育推進計画」の策定と推進計画に基づく進捗状況を報告した。

Ⅱ 食育の推進

生活環境等の変化に伴う食習慣の多様化により、生活習慣病の増加や伝統的な食文化の喪失が懸念される中、県民一人ひとりが食に関する正しい認識を深め、自らの判断のもと正しい食習慣を築き、健康づくりを実践することができるよう、食育の推進を図る。

1 若い世代を中心とした健全な食生活の実践

子どもから若い世代（18～30歳代）の食に関する知識と実践力の向上を図り、若い世代が次世代（親から子）へ伝えつなげるための食育を強化する。



食育シンボルマーク

(1) 健やかな発育、基本的な生活習慣の形成（乳幼児期・学童期・思春期）

ア ひょうご元気アップ家庭応援事業（兵庫県いずみ会）【男女家庭課】

◎朝ごはんステップアップキャンペーンの実施

幼児・小学生を対象に、朝食を食べる習慣の定着と栄養バランスのよい朝食へのステップアップを図る。

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
38会場	38会場 1,322名

*目標：市町単位いずみ会で1会場の実施

*方法：保育所・幼稚園・小学校や企業、子育て関係団体と連携

*内容：「朝ごはんの大切さ」「簡単なバランスの整え方」などの食育講話・リーフレットの配付、朝ごはんアンケートによるバランスチェック 等

◎おやこ de クッキングの開催

親子を対象に、そう菜や加工品を使わずに、天然だしの活用や野菜や魚などの食材から料理を作ることができるよう、調理の基本を学ぶ料理教室を開催する。

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
38会場	38会場 956名

*目標：市町単位いずみ会で1会場の実施

*方法：保育所・幼稚園・小学校や企業、子育て関係団体と連携し、学校や保健センター、公民館等、身近な場所で開催

*内容：家庭での実践につながるよう、だしをとる、ごはんを炊くなど基本的な調理技術を身につけられる調理実習と食育講話 等



料理教室の様子

(2) 幼稚園、保育所、認定こども園における食育推進

食育に関する指導の充実、発育・発達段階に応じた食育を推進する。

特に、保育所、認定こども園等の給食施設においては、子どもたちの身体状況を把握し、適切な栄養管理に基づいた食事を提供し、計画的に食育を推進するため、管理栄養士・栄養士の配置促進に努める。（管理栄養士・栄養士配置率①48.3%→②53.6%→③52.7%）

(3) 学校における食育推進

全ての学校が組織的・計画的・継続的に食育を推進し充実していくため、教職員の資質の向上を図り、学校給食・食育支援センターとも連携して学校・家庭・地域が一体となった食育を推進する。

ア 指導体制の充実【体育保健課】

学校給食や、学校における食育の充実のため、栄養教諭の資質向上を図る。

また、教職員が食に関する目標を認識し、教育活動全体を通じ指導計画に基づいて実践できるよう、研修を実施する。

◎食育研修会（教職員対象）

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
8会場	8会場 817名

*目標：研修会を実施することにより、教職員の意識及び指導力・実践力を向上

*方法：食育推進指定校と教育事務所が合同で実施する地区研修大会（6会場）と食育講演会（2会場）の実施

*内容：公立小・中・特別支援学校の管理職・教諭・栄養教諭等を対象に、食育推進校等の取組や、「学校における食育実践プログラム（改訂版）」、「食育ハンドブック」及び「ひょうごの食べ物資料集」を活用した実践事例の紹介、講演会等を実施する。

【令和3年度の主な取組】

拡学校教育活動全体で行う食育の推進【体育保健課】

学校の教育活動全体を通じた食育を実践するため、「学校における食育実践プログラム（改訂版）」、「食育ハンドブック」、「食育ハンドブック（中学校版）」及び「ひょうごの食べ物資料集」を活用した取組を推進する。

また、新たに高等学校での食育を推進していくため、導入に向けた事例研究等を行う食育推進委員会を設置する。

(1) 食育実践推進に関する有識者会議の開催

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
3回	3回

(2) 学校給食衛生管理推進研修の実施

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
5会場	5会場

(3) 「食育ハンドブック」等の活用推進委員会の設置

- ・高等学校における食育推進委員会の開催（2回）
- ・推進研修会の開催（1回）



(4) 健康的な生活習慣の定着と実践 (18~30 歳代)

ア お米 de 部活応援！事業の実施【楽農生活室】

高等学校で部活動を行う生徒を対象に、お米・ごはんに関する若者の意識を把握するとともに、補食でごはんを食べることを通じ、お米を食べることの大切さへの理解を深めることを目的とする。

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
3校	3校(196人)

*方法：高校との連携により開催

*内容：高校部活動に県産米を提供。

提供を受けた高校は部活動の前後にお米を食べ、体力づくりへの影響や効果、感想等を報告。

スポーツ栄養学の視点から、管理栄養士がアドバイスを実施するほか、部活動取材し、ラジオ放送により周知を図った。



おむすびを頬張る高校運動部員

イ 大学生向け朝食摂取率向上プロジェクトの開催 (兵庫県栄養士会)【健康増進課】

食生活上の課題の多い若い世代(大学生)を対象に、管理栄養士・栄養士養成施設と連携し、学生による同世代の人たちへの朝食摂取率向上を図るため創意工夫ある取り組みを実施する。

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
5会場	5会場(575人)

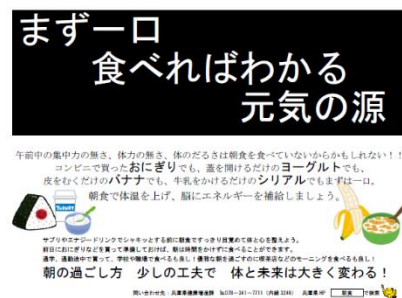
*方法：大学との連携により開催

*内容：学生自身が同世代に向けた「簡単に栄養バランスのとれる朝食レシピ」を考案し、SNSや大学公式 Twitter で発信するとともに、優秀な提案をリーフレットにまとめて普及啓発した。朝食摂取に関するアンケートも実施し、取り組み方策の検討や成果の把握を行った。



ウ 朝食をしっかりと食べるための取り組みの推進【健康増進課】

～若い世代（大学生、20～30 歳代）の健康づくりサポートに向けた普及啓発～
若い世代の食生活改善に向けた行動変容を目的とし、事業所（健康づくりチャレンジ企業）や大学、地域など若い世代（大学生、20～30 歳代）の健康づくりをサポートしている方々が健康教育や健康診断事後指導の場などで活用できるリーフレットを作成し、普及啓発する。



(5) 家庭の食育力の強化

ア 生活困窮者世帯を地域で支援【地域福祉課】

生活困窮者世帯等の子どもに対し学習支援を行うとともに、食事や居場所の提供、日常生活習慣獲得支援、保護者への養育指導を行う。

- * 対象地域：県内 12 町
- * 場 所：社会福祉施設等

イ 拡「子ども食堂」応援プロジェクトの実施(ふるさとひょうご寄附金)【地域福祉課】

NPO法人や地域住民グループが実施する「子ども食堂」運営事業を県内全域へ拡大するため、立上げ経費を助成

- * 事業主体：NPO、地域住民グループ等
- * 補助金額：月 2 回以上開催の団体 上限 230 千円 (R2；上限 200 千円)
月 1 回開催の団体 上限 130 千円 (R2；上限 100 千円)
- * 補助内容：「子ども食堂」の開設に必要な経費
- * 令和 元年度実績：6 団体に補助
令和 2 年度実績：12 団体に補助
令和 3 年度計画：15 団体に補助
令和 3 年度実績：24 団体に補助

2 健やかな暮らしを支える食育活動の推進

高齢者世帯、ひとり親世帯の増加等、家庭状況やライフスタイルの多様化に応じた豊かな食体験につながる共食の推進、健康寿命の延伸につながる減塩等の推進、生活習慣病の発症予防や重症化予防、低栄養の予防・改善に向けた食育を推進する。

(1) 健康寿命の延伸に向けた食の健康の推進（働き盛り～高齢期）

ア 美味しく、ヘルシー社食ごはん改革の実施【健康増進課】

生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るためには、社員食堂や職員寮のメニュー改善や栄養指導などの取り組みも重要であることから、健康づくりチャレンジ企業に対して、①兵庫県栄養士会とも連携し、食堂メニューの栄養価計算やエネルギー、食塩摂取量など栄養バランスに配慮したメニュー提案、②ホームページやメールマガジンなどを活用した健康・栄養情報の発信などの取組支援を行う。

イ 拡 frailハイリスク者へのアプローチ強化の実施【健康増進課】

県では関係団体との連携のもと、「栄養と口腔」「社会参加」に着目した「フレイル予防・改善プログラム」を作成し、通いの場やサロン等においてフレイル対策に取り組む際の「基本的な考え方や関係者の役割、具体的な取り組み例（栄養士、歯科衛生士による講話、栄養バランスと噛み応えを実感できる弁当の会食等）」や、フレイルチェック票（ロング版・ショート版）を示している。

現在、全 41 市町及び関係団体において健康づくり事業や介護予防事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などに活用されており、県内全域でフレイル対策の充実強化が図られている。

令和3年度は、フレイルチェックで把握されたフレイルのリスクのある方に対する歯科医師、管理栄養士など医療専門職によるアプローチ強化や、筋力維持向上プログラムのモデル実施など、産官学の連携強化によるフレイル対策を強化した。

(ア) 立ち上がり動作を撮影し、筋肉のバランスを専用プログラム (Body-kin) で分析測定した上で、筋力の維持向上に適した体操を行う運動プログラム (RoboWell 体操) をモデル実施した (2市町)。【県立福祉のまちづくり研究所委託】

(イ) オーラルフレイル健診をかかりつけ歯科で受けられる体制の構築として、オーラルフレイル改善プログラム導入歯科医療機関を新たに設置した(R2:0→R3:94 歯科医療機関)。【兵庫県医師会委託】

(ウ) 身近な拠点で栄養・食生活相談を行う栄養ケア・ステーションを設置し (R2:10カ所→R3:17カ所)、医療機関と連携した生活習慣病の重症化予防や、介護保険施設と連携した栄養改善サービス、地域包括支援センターやスーパーと連携したフレイル対策などを実施した。【兵庫県栄養士会委託】

(エ) ネスレヘルスカンパニー (株) と連携し、気軽にフレイルチェックができるアプリの導入、専門職によるフレイルチェックなどを通じて、コロナフレイルの予防・改善方法を普及啓発した。フレイルチェック (20項目) の結果、フレイル認知度は微増 (R2:57%→R3:65%)、前期高齢者の約半数が1項目以上に該当した。



ウ 健やか食育プロジェクト事業の実施

「食育推進計画（第3次）」の重点世代である高校生や大学生、子育て世代、働きざかり世代、高齢者等を対象に、各健康福祉事務所において重点テーマを定め、保健・農林・教育・商工等地域の食育関係者と幅広く連携し、食育推進方策の検討や実践活動を展開する。

	令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
会議	12回	10回
実践活動	36回	41回

- * 目標：各健康福祉事務所で、会議1回以上・実践活動3回程度の実施
- * 方法：健康福祉事務所と地域の食育関係者が地域の現状と課題の共通認識を図り、県民のさらなる食育実践に向けた推進方策を検討するとともに、実践活動の企画・運営・評価を実施する。
- * 内容：〔テーマ（例）〕
 - 高齢者の低栄養予防

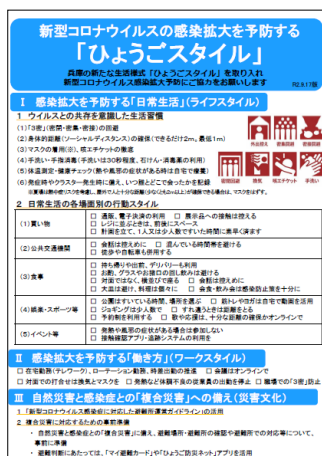
地域高齢者の栄養状態の実態把握および既存の食支援サービスに低栄養予防の視点をプラスした支援体制の構築に取り組むことで、高齢者の栄養状態の改善につなげる。
 - 働き盛り世代の生活習慣病予防

モデル企業を対象に、働き盛り世代の食に関する実態把握および実践事業を行い、食を通じた健康づくりに主体的に取り組む企業数の増加を目指すとともに、食育実践団体と企業との連携強化を図る。

エ 食生活改善講習会の開催（兵庫県いずみ会）【健康増進課】

栄養バランスに優れた日本型食生活の実践促進、健康づくりや生活習慣病、低栄養の予防・改善につながる健康的な食生活の実践等について、調理実習を交えた講習会を開催する。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度に引き続き、集合型（調理実習含む）の講習会が難しい場合は、家庭訪問により食生活改善に関する資料などを説明配布する。

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
1,250回	1,250回 25,993名



ひょうごスタイル普及啓発資料



家庭訪問の様子

オ 「食の健康協力店」の登録と普及啓発

食の健康運動のPRや健康メニューの提供（野菜たっぷり料理、塩分控えめ料理等）などを行う「食の健康協力店」を募集し、兵庫県ホームページにおいて店舗情報を発信する。

また食の健康協力店に対しては、栄養・食生活に関する最新情報をメールマガジンで発信する。



◎食の健康協力店登録店舗数（（ ）内 栄養成分の表示）

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
9,000 店 (3,300 店)	8,561 店 (3,281 店)

(2) 食品表示への理解促進、リスクコミュニケーションの普及

ア 食品の栄養成分表示等の利用促進（兵庫県栄養士会）【健康増進課】

食品表示法の施行に伴い、全ての加工食品に栄養成分表示が義務化された。

そこで、相談体制強化のための研修会を開催し、消費者の食の選択力向上のための活動を展開する。

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
2 会場	2 会場 151 名



イ 加工食品等の栄養成分表示、健康食品等の虚偽誇大広告等の指導【健康増進課】

◎食品表示に関する相談受付件数（保健事項に関すること）

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
—	295 件 (食品表示法 268 件、 健康増進法 27 件)

ウ 食に関するリスクコミュニケーションの推進（再掲）【消費生活課、生活衛生課】

(3) 災害時の食の備えの普及【健康増進課】

災害等が発生した場合に備えて、日常使用する食品を活用した備蓄方法や、非常時にも応用できる調理技術等について広く情報発信を行い、「食の備え」の強化に取り組む。

また、令和元年度食育絵手紙コンクールでは、震災 25 年を迎え、「災害時の食に備え、今からできることを伝えるメッセージ」を募集した。



3 食や「農」に積極的に関わる活動の推進

地域で採れる食材とその背景となる風土や農山漁村の理解を進めるとともに、地域の特色を活かした食文化の継承と創造を推進する。

(1) 消費者と生産者が支え合う県産県消（地産地消）の推進

消費者と生産者の双方に県産県消（地産地消）の意識醸成を図り、より多くの県民が県産の農林水産物等を積極的に選択・購入できる機会の拡大を図る。

ア 県産農林水産物学校給食利用促進事業【楽農生活室】

生産者団体等による学校給食向け県産農林水産物の供給や学校に出向いての出前授業、生産地での学習会などの食育活動を実施し、児童・生徒等の食と「農」への理解を深めるとともに、学校給食における県産農林水産物の利用向上を図る。

イ ひょうご食品認証制度の推進（再掲）

【消費流通課・農業改良課・農産園芸課・畜産課・林務課・水産課】

(2) 食と「農」への積極的な関わりの推進

県民の食や「農」への理解や関心を高めるとともに、持続的な活動を行うことができるよう、実践の場の拡大を図る。

ア 農業体験による楽農生活の推進【楽農生活室】

県民が農業体験を通じ、食と「農」に親しみ、収穫の喜びや自然とのふれあいを体験する楽農生活を推進する。

【令和3年度の主な取組】

◎親子農業体験教室（楽農交流事業）【楽農生活室】

事業主体：（公社）ひょうご農林機構

兵庫楽農生活センターで「お米づくり」（田植え、稲刈り、飯ごう炊さん等）や「黒大豆づくり」（苗植え、枝豆収穫、黒大豆収穫等）を親子で行う体験教室を実施した。

・実施場所 兵庫楽農生活センター（神戸市西区神出町）

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
お米づくり 5回 50家族	お米づくり 5回 50家族
黒大豆づくり 6回 25家族	黒大豆づくり 6回 29家族

※令和2・3年度は、新型コロナの影響により参加人数を制限して実施

(3) 地域色豊かな食文化の継承と創造

地域の行事食や郷土料理等の「伝統的な食文化」や魚食文化の普及・継承に加え、地域の特色ある食材を用いた新たな料理や加工品の開発などの「新しい食文化」を創造する取組を推進する。

ア 地域・家庭の伝統行事等普及推進事業の実施

(兵庫県連合婦人会・神戸市婦人団体協議会) 【男女家庭課】

◎地域・家庭の伝統料理講習会等の開催

家庭や地域に伝わる伝統料理や季節の節目に作られる郷土色豊かな料理等を積極的に伝承している婦人会の事業を支援し、家族のきずなや家族と地域の関係を深める県民の主体的な取組を促進する。

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
14 地区	15 地区

* 目標：12 地区で実施し、実施地区ごとに2回以上

* 方法：兵庫県連合婦人会・神戸市婦人団体協議会の実施する事業への支援

* 内容：地域や家庭における伝統行事の普及啓発をはじめとした家庭づくりに関する事業(例：季節の節目の行事(節分、月見等)や子どもの成長の節目の行事(桃の節句、端午の節句等)のいわれを学ぶとともに、その際に作られる郷土色豊かな伝統料理の実習を行う。)

【令和3年度の主な取組】

◎食の実践力アップ講習会～ふるさと料理講習会～の開催(兵庫県いずみ会)【健康増進課】

ごはんを中心とした主食・主菜・副菜のそろった日本型食生活や郷土料理、地域の農林水産物を活用した献立を伝えるため、子育て世代を対象に講習会を開催する。

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
20 会場 (集合形式)	9 会場 126 名

(令和2年度は新型コロナの影響により少人数・回数減で開催。令和3年度も人数を制限して実施。)

* 方法：保育所・幼稚園、市町食育主管課と連携し、乳幼児の保護者を対象に実施

* 内容：地域の行事食や地域食材を活用した献立を取り入れた料理講習会

イ 幅広い世代への魚食普及の推進【水産課】

県産水産物の消費拡大を図るため、料理講習会の開催、オンライン料理教室や料理動画等による魚食普及やスーパー等の大規模小売店での販売促進等、県漁連や漁協等が取り組む幅広い世代への魚食普及活動を支援する。

◎料理教室等の実施(県漁連)

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
250 回	265 回 6,795 名

* 目標：250 回以上の料理教室等の実施

* 方法：県漁連が学校給食食育支援センター等と連携して実施

* 内容：幅広い世代への県産水産物を活用した料理講習会の実施

4 食育推進のための体制整備

行政や学校における食育活動に加え、地域で食育活動に取り組むボランティア等の団体・組織の活動強化や新たな連携づくりなど、地域の食育を進める基盤整備の充実を図り、全県的に食育活動を推進する。

(1) 食育に資する人材育成、ボランティア活動の充実強化

ア いずみ会リーダー（食生活改善推進員）の養成【健康増進課】

地域で食育活動の中心となるいずみ会リーダー（食生活改善推進員）を養成し、食育活動の担い手の増加に努める。（1講座 24時間以上）

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度に引き続き、養成時間の一部をレポート提出等の書面に振替えて実施する。

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
17 講座	12 講座 77 人 (中止:宝塚、伊丹、加東、 中播磨、赤穂)



イ ひょうご“食の健康”運動の展開【健康増進課】

「ごはん」「大豆」「減塩」に焦点をあてた「ひょうご“食の健康”運動」を、地域、関係団体等と連携を図りながら推進する。

(ア) 食の健康運動リーダーの設置と活動支援

幼児及びその保護者等に対する調理実習等の実践活動を展開するとともに、「ひょうご“食の健康”運動」のPRや日本型食生活の普及啓発を行う。

◎食の健康運動リーダー登録数：911名〔令和3年4月現在〕

◎食の健康運動リーダーによる調理実習体験

：1,461回 174,075名〔令和2年度実績〕

：1,649回 34,772名〔令和3年度実績〕

(R2年度は新型コロナウイルスの影響より、広報媒体を効果的に活用)

ウ 市町食育推進計画の策定支援

健康福祉事務所において、市町関係者を対象とする計画の方向付けや評価方法等に関する研修等を実施し、市町計画の改定の支援を行う。

◎市町食育推進計画策定状況
(令和4年3月末)

	市町数
第1次計画	3 市町
第2次計画	23 市町
第3次計画	13 市町
第4次計画	2 市町
累計	41 市町 (100%)

(2) 県民と一体となった活動の推進、連携体制の強化

ア ひょうご食育月間（10月）普及啓発【健康増進課】

食育活動を重点的かつ効果的に実施する月間として10月を「ひょうご食育月間」と定め、あらゆる機会を通じて、県民の食育に関する関心や意識を高めるための活動を展開する。

◎月間の取組（イベント、講習会等）

2,457回 2,432,424名〔令和2年度実績〕

2,340回 1,801,323名〔令和3年度実績〕

【令和3年度の主な取組】

◎食育絵手紙コンクールの実施【健康増進課】

あらゆる世代の食育への関心や実践力を高めるため、食育の大切さをアピールするメッセージを絵と言葉で伝える絵手紙を募集し、各種広報に活用する。

・テーマ ①主食・主菜・副菜のそろった「おうちごはん」

②わたしが伝えたい食育メッセージ

・募集期間 令和3年6月1日（火）～9月2日（木）

・入賞作品 最優秀賞 各1点、優秀賞 各5点

◆応募作品数：2,388作品
（令和2年度1,292作品）

令和4年度テーマ

テーマ① 一緒に食事をしたい人への
メッセージ
テーマ② 食品ロス削減のためにできる
メッセージ



令和3年度最優秀賞（知事賞）作品

イ おいしいごはんを食べよう県民運動の推進【楽農生活室】

栄養バランスを整えやすく、農業・農村の持つ多面的機能の維持、食料自給率の向上などにも寄与するごはん食の意義を地域、関係団体等と連携を図りながら推進する。

(ア) 地域ごはん食推進事業

兵庫県消費者団体連絡協議会、兵庫県連合婦人会、兵庫県いずみ会が取り組む地域に密着した取組を通じて、子育て世代へごはん食の有用性の普及啓発を行った。

(イ) お弁当・おむすびコンテスト

児童・生徒自ら「ごはん食」について考え、実践する契機として、県内在住・在学の小・中・高校生を対象に、「お弁当・おむすび」のアイデアを募集・表彰し、ごはんの普及啓発を行った。

◎令和3年度実績 応募作品数：11,234点（お弁当4,084点、おむすび7,150点）



(左) お弁当コンテスト最優秀賞
「山椒で健康UP! いろいろ弁当」

(右) おむすびコンテスト最優秀賞
「ぐるっと一周!
美(おいしい)物あるよ兵庫県」

(ウ) 講演会の開催

「ごはん」を中心とした健康的な日本型食生活の有用性や、食と農の大切さを広く県民にPRするため、講演会を開催した。

◎令和3年度

- ・お米・ごはん推進フォーラム（令和4年2月12日(土) 神戸市内）
対 談：料理研究家 大原千鶴氏
歌手、KissFM KOBE サンドクルー 藤原岬氏
テ ー マ：和食・ごはん食の魅力を知ろう!!
参加者数：246人

(エ) 「かまどごはん塾」の実施

幼児期の子どもとその保護者に対して、「かまど炊飯による感動体験」と「保護者への食育講義」を組み合わせた啓発活動を行った。

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
15回	7回(522人)

※令和3年度は新型コロナウイルスの影響により回数減。



かまどごはん塾の様子

(オ) おむすびの日の啓発

阪神・淡路大震災の炊き出しの経験から、おむすび、そしてお米・ごはんの大切さを再認識することを目的に登録された「1. 17 おむすびの日」について、啓発資材等を活用してPRを行った。



災害時にも役立つお米・ごはんBOOK

(カ) 若い世代への効果的な意識啓発

若い世代にお米の大切さに気づいてもらうため、高校の部活でお米を食べてもらいその効果を検証する「お米 de 部活応援！事業」やインターネット等を活用した効果的なPRを行った。

ウ 消費者教育を通じた食育の推進【消費生活課】

「兵庫県消費者教育推進計画」において、人や社会環境を意識した消費行動（エシカル消費）の醸成を重点項目に掲げ、消費者団体が実施するセミナーや講座、実践活動等を通じて、消費者教育の取組を推進する。

【令和3年度の主な取組】

◎消費者団体による食育の推進（兵庫県消費者団体連絡協議会）

地元の食材を活かした料理教室や、子育て世代を対象としたごはん食献立のPRなど、地産地消や食品ロス、食の安全安心等地域における消費者教育を通じた食育を推進する。

(地域における料理教室・食の講演会等の開催)

令和3年度(計画)	令和3年度(実績)
34回	25回

※令和3年度は前年度に引き続き新型コロナウイルスの影響により、規模を縮小して開催



料理教室の様子

エ 新食育推進計画（第4次）の策定

現行の食育推進計画（第3次）が令和3年度に最終年度を迎えることから、指標の進捗状況の最終評価を行い、現状と課題を整理の上、食の安全安心と食育推進審議会における審議や、国の第4次食育推進計画（令和2年度策定）等も踏まえ、策定作業を行った。

(3) 栄養・食生活に関する調査研究、情報収集、発信【健康増進課】

ア ひょうご食生活実態調査の実施

健康づくりや食育に関する施策の推進を図るための基礎資料として、県民の身体状況、食生活及び生活習慣、食育に関する意識や実態を把握するため、令和3年度に「ひょうご栄養・食生活実態調査」を実施した。

同調査結果は、「兵庫県健康づくり推進実施計画（第2次）（計画期間：平成30年度～令和4年度）」の目標等の評価及び、次期健康づくり推進実施計画の策定等に活用する。

また、本調査の再分析を行い、県民の食習慣や食行動の特徴を把握し、地域特性や住民ニーズに即した効果的な栄養・食生活改善施策の推進に活用していく。

◎ひょうご栄養・食生活実態調査（令和3年度）

- ・調査時期 調査時期 令和3年 11～12月
- ・調査項目
 - ア 食事記録調査（1歳以上 100世帯/182人）
 - イ 尿中ナト・カリ比検査（20歳以上 153人）
 - ウ 食物摂取頻度調査（20歳以上 929人）
 - エ アンケート調査（成人 2,793人、子ども 1,093人）

令和3年度

ひょうご栄養・食生活実態調査にご協力をお願いします

「ひょうご栄養・食生活実態調査」とは…

- 昭和58年以降、約5年毎に実施されている調査であり、皆さまの食生活の変化の状況を把握し、適切な食生活や食育推進に関する施策を推進するための基礎資料を得るための貴重な調査です。その結果は、皆様のおかげで生かされます。
- 全国の世帯の中から抽選で選ばれた代表の方にお願ひしています。（約2,200世帯に対して1世帯の確率）
- 本調査は皆様のご協力によって成り立っています。

調査内容は…

- 食生活・身体状況・生活習慣等のアンケートと習慣的な食事の内容をお答えいただきます。
- ※一部世帯には、2日間の食事記録調査と尿中ナトリウム・カリウム比検査を実施します。

ご協力いただいた方には…

- あなたが習慣的にどのくらいのエネルギーやビタミン・ミネラルなどを摂取しているかがわかります。ぜひ、ご自身の健康づくりにお役立てください。
- ※一部世帯に実施する2日間の食事記録調査では、その日に食べた食事の正確な栄養価がわかります。また、尿中ナトリウム・カリウム比検査では、尿中ナトリウム量（食塩）とカリウム量（野菜）がわかり、高血圧予防に役立てることができます。

新型コロナウイルス感染症の影響による健康や栄養の変化等を把握する重要な調査です。

皆様の回答が、よりよい未来をつくれます。ご協力いただけますようお願いいたします。

ウラまへ続きます…

調査方法の概要

① 食生活アンケート・食物摂取頻度調査

1人につき1冊ずつ食生活アンケートに記入してください。また、過去1年間の食事を思い出してマークシートに記録してください。

② 食事記録調査

朝・昼・夕・間食で実際に食べた量（数）を測定し、記録してください。

③ 尿中ナトリウム・カリウム比検査

食事記録調査の質問票の一部の尿を採取し、専用設備で検査センターに送付してください。※1日分ずつ送付してください。

過去の調査結果は兵庫県のウェブサイトで公開しています。

ひょうご食生活実態調査

※調査票は新型コロナウイルス感染症対策（健康増進課、検温、マスクの着用、手指衛生等）を徹底し、調査に臨みます。